

1 いる間、指導医等~~の~~研修医の指導にあたる者は、適宜、各研
2 修医の研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足して
3 いる部分を補い、あらかじめ定められた期間（2年）内に臨
4 床研修を修了することができるよう配慮する必要がある。

5 研修修了の判断にあたっては、実際の研修実施期間の評価
6 及び臨床研修の到達目標の達成度の評価に分けて評価を行う
7 必要がある。なお、最終的な認定に当たっては絶対評価を用
8 いることとすべきである。

12 3. 評価・認定等における関係者の役割

14 3-1 指導医等

16 指導医は、~~担当分野における研修期間中~~、自分の担当する各
17 研修医ごとに臨床研修の到達目標の達成状況を把握し、担当
18 分野の研修期間終了後に、研修医の評価をプログラム責任者
19 に報告することとなっている。評価にあたって指導医は、研
20 修医の指導を行った、あるいは研修医と共に業務を行った医
21 師、看護師その他の職員と十分情報を共有し、それぞれの評
22 価を把握した上で、責任を持って評価を行う~~こととすべき~~
23 である。

24 また、指導医は研修医とよく意志疎通を図り、実際の状況
25 と評価に乖離が生じないように努める必要がある。

26 一方、研修医による~~が~~指導医の評価も~~を行うことは~~、指導医
27 の資質の向上に資する~~こと~~が考えられることから、実施するこ
28 とが望ましい。

29 なお、臨床研修協力施設等における研修実施責任者や指導者についても、
30 指導医と同様の役割を担うべきである。